

冷凍設備事業（冷凍設備・フロンの販売・冷凍設備のメンテナンス・冷媒回収等）用 高圧ガス保安法上の手続き

冷凍設備のメンテナンスにおける冷媒ガスの充填等は、高圧ガス保安法で規制を受けています。以下について確認の上、必要な手続きを行って下さい。他の都道府県では申請様式、届出内容が異なる場合がありますので、申請先にお問い合わせ下さい。

1 高圧ガス保安法の適用を受け、届出等の手続きが必要な行為

- ア 業務用エアコン・クーラー等の大型冷凍設備（注2）を販売（取次の場合を含む）する場合
→高圧ガスを販売する場合に該当します
- イ 冷凍機に冷媒ガスを補充する場合
→高圧ガスを販売する、高圧ガスを貯蔵して販売する、高圧ガスを製造する場合に該当する可能性があります（該当しない場合：注1、注3参照）
- ウ 冷凍機から冷媒ガスを回収する場合（高圧ガス保安法適用除外回収装置を用いる場合を除く）
→高圧ガスを製造する場合に該当します
- エ フロンの入ったボンベを販売（取次の場合を含む）する場合
→高圧ガスを販売する場合に該当します（注1に該当する場合は届出不要）
また、高圧ガスを貯蔵して販売する場合に該当する可能性があります

2 必要な届出書類の種類

- ・高圧ガスを販売する場合・・・「高圧ガス販売事業届」（1,3ページ参照）
- ・高圧ガスを貯蔵して販売する場合・・・「販売高圧ガス貯蔵届書」（2,3ページ参照）
- ・高圧ガスを製造（冷媒ガスを充填・回収）する場合・・・「高圧ガス製造事業届」（2,3ページ参照）

高圧ガスの販売・製造では用いる容器の大きさによって届出が不要となる場合があります。その概要をまとめたものが”4 容器の大きさ別 販売・製造事業届の必要の有無一覧表”にありますのでご覧下さい。

3 各届出の詳細

(1) 高圧ガス販売事業届

高圧ガス販売事業届は販売所ごとに届け出る必要があります。例えば、新潟市に本社、長岡市・上越市に支店があり、その3ヵ所で大型冷凍設備の販売を行う場合には3つの販売事業届が必要となります。会社で1つの届け出とならないのでご注意ください。

ア 届出が必要な販売行為

- (ア) メンテナンス等で冷凍設備に高圧ガス（フロン等）の補充を行う場合（注1の場合を除く）
- (イ) 高圧ガスを容器により販売する場合（注1の場合を除く）
- (ウ) 高圧ガスが封入されている大型冷凍設備（注2）の販売を行う場合
- (エ) 高圧ガスを導管その他の移送行為（(ア)～(ウ)を除く）により販売する場合
- (オ) 上記（ア）～（エ）の販売のうち、高圧ガスの取扱いは他者が行い、当該販売所では販売契約のみを行う場合（ガスを直接取扱わない、いわゆる伝票販売）

注1…次の場合は届出不要

- a 内容積が1.2L以下の容器のみによりフロンを販売する場合で、貯蔵数量が常時容積5m³未満の販売所の場合
- b 内容積が1L以下の保安法適用除外となっているフロン缶で補充・販売する場合

注2…大型冷凍設備とは、冷媒ガスがフロン、アンモニアの場合は冷凍能力50トン以上、その他のガスの場合には冷凍能力20トン以上の冷凍設備を指す

なお、(ア)、(イ)、(エ)は一般高圧ガス保安規則、(ウ)は冷凍保安規則による販売の基準が適用されます。(オ)は(ア)～(エ)の対応する販売行為にかかる規則の販売の基準が適用されます。

イ 届出様式（5ページ）

[添付書類]

- ・販売計画書（6ページ。上記（ア）、（イ）、（エ）及びそれに関連する（オ）の販売に該当する場合は一般高圧ガス保安規則の技術上の基準、上記（ウ）及びそれに関連する（オ）の販売に該当する場合は冷凍保安規則の技術上の基準、両方の場合は全ての技術上の基準の部分を記載すること。7ページの記入例を参照）
- ・販売所の位置を示した図面（住宅地図等で可）
- ・高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳（様式は任意・保安台帳の例は16、17ページを参照）

※必須事項

- ①引渡し先の名称及び所在地
- ②当該引渡し先に対する販売上の保安責任者
- ③ガスの使用の状態
- ④使用者に直接販売する場合は引渡しの高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無
- ⑤使用者に直接販売しない場合には販売先の高圧ガス販売事業届の届出年月日

- ・容器授受簿（(ア)及び(イ)の場合のみ。様式は任意・授受簿の例は8ページを参照）

※必須事項

- ①充填容器の記号及び番号
- ②充填容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充填質量）
- ③授受先
- ④授受年月日

(2) 販売高圧ガス貯蔵届

販売高圧ガス貯蔵届は販売事業届に付随して必要となる届出です。なお、貯蔵とは高圧ガスが入っているボンベや大型冷凍設備を置いておく行為を指します。

ア 届出が必要な場合

高圧ガスの販売事業を行うために、高圧ガスを貯蔵する場合（(1) ア (ア)、(イ) のために高圧ガスボンベを保管しておく行為が該当）

※貯蔵量が3,000kg以上となる場合は、販売高圧ガス貯蔵届ではなく第二種貯蔵所設置届が必要となります。

イ 届出様式（9ページ）

[添付書類]

- ・高圧ガスを貯蔵する場合に守らなくてはならない基準に対し、どう対応するかを記載した書類（10ページ。11ページの記入例を参照）
- ・高圧ガスの最大貯蔵量を記載した書類（10ページ。11ページの記入例を参照）
- ・容器置場の構造を示す図面（充填容器・残ガス容器置場の区分、屋根の設置状況、販売所の位置関係がわかる図面）
- ・貯蔵場所の付近の状況を示す図面（住宅地図等で可）

(3) 高圧ガス製造事業届

高圧ガスのある容器（例えばフロンボンベ）から他の容器（例えば冷凍機の液だめ）に移し替える行為は高圧ガス保安法により**高圧ガスの製造**となり、規制を受けます。これを反復継続して行う場合、高圧ガス製造事業となるので、届出の対象となります。

ア 届出が必要な場合

(ア) 冷凍設備に高圧ガスを補充する場合（注3の場合を除く）

(イ) 高圧ガス保安法適用除外とならないフロン回収装置等を用いて冷媒を回収する場合（高圧ガス保安法適用除外となるフロン回収装置かどうかはメーカーにお問い合わせ下さい）

(ウ) 容器やフロン回収装置から他の容器へ高圧ガスの移充填を行う場合

注3…次の場合は高圧ガスの製造とならないので届出不要

- a 高圧ガス保安法適用除外のフロン回収装置から直接冷凍設備にフロンを補充する場合
- b 冷凍能力が3トン（冷媒が不活性なフロンの場合は5トン）未満である冷凍設備に冷媒を補充する場合
冷凍能力の算出方法は冷凍保安規則第5条によります（または、メーカーに照会して下さい）
- c 設備（ゲージマニホールド、減圧弁、バルブ、ホース等）内のガスの容積（温度0℃、圧力0Paの状態に換算した容積）が0.15m³以下で、二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る）を充填する場合

イ 届出様式（12ページ）

[添付書類]

- ・製造計画書（13ページ）
（14,15ページの高圧ガス製造（事業）届書作成時の注意事項及び記入例を参照）
- ・作業手順書
- ・チャージングホース、マニホールド、回収装置等の仕様書やカタログ（主要な（冷凍能力等がわかる）部分）のコピー

4 容器の大きさ別 販売・製造事業届の必要の有無一覧表

不活性フロンガスを冷凍設備へ補充する場合の届出の種類、要否は次表のとおりです。

ア 補充に使う容器の大きさと貯蔵量から見た、販売事業届・貯蔵届の要否

補充に使う容器 貯蔵量	保安法 適用除外 フロン缶	容積 1.2L以下 (左を除く)	容積 1.2L超
貯蔵しない	×	×	○
常時5m ³ (50kg)未満	×	×	☆
常時5m ³ (50kg)以上	×	☆	☆

×：届出不要 ○：販売事業届のみ

☆：販売事業届・貯蔵届の両方必要

イ 補充に使う容器の大きさとガスを補充する冷凍機の冷凍能力から見た販売事業届・製造事業届の要否

補充に使う容器 ガスを補充する 冷凍設備の冷凍能力	保安法 適用除外 フロン缶	容積 1.2L以下 (左を除く)	容積 1.2L超
5トン未満	×	×	○
5トン以上	□	□	◎

×：届出不要 □：製造事業届のみ

○：販売事業届のみ ◎：販売事業届・製造事業届の両方必要

高压ガス販売事業届	一般	× 整理番号	
	冷凍	× 受理年月日	年 月 日
名 称 (販売所の名称含む。)			
事務所(本社)所在地	〒 電話		
販売所所在地	〒 電話		
販売をする高压ガスの種類			

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

新 潟 県 知 事 殿

- 備 考
- 1 ×印の項は記載しないこと。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

販売計画書

1 販売の目的

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充填容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充填容器等を運搬せずに販売する
- 大型冷凍設備を販売する

3 販売するガスの種類（足りない場合は追加で添付して下さい）

ガスの区分	ガスの名称
その他のガス	
冷凍設備内の高圧ガス	

4 容器置場の有無（○で囲む）

有り 無し

一般高圧ガス保安規則・冷凍保安規則の技術上の基準に関する事項（フロン販売用）

適用法令	基準内容	申請内容
一般則第40条第1号 冷凍則第27条第3号	高圧ガス引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。	
一般則第40条第2号 冷凍則第27条第1号	{充填容器等・冷凍設備}の引渡は、外面に{容器の使用上支障のある・その強さを弱める}腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、{当該ガス・冷媒ガス}が漏洩していないものをもってすること。	
冷凍則第27条第2号	冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
一般則第95条第3項	高圧ガスを容器により授受した場合は、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては充填質量）、授受先並びに授受年月日を記録し、2年間保存する。	

1 販売の目的

- ・冷凍機のメンテナンスに伴い、冷媒ガスを補充して販売する
- ・大型冷凍設備を顧客に提供する

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充填容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充填容器等を運搬せずに販売する
- 大型冷凍設備を販売する

3 販売するガスの種類

ガスの区分	ガスの名称
その他のガス	R-22、R-134a、R-407c
冷凍設備内の高圧ガス	R-22、R-134a、R-404a、R-407c

4 容器置場の有無（○で囲む）

有り

無し

一般高圧ガス保安規則・冷凍保安規則の技術上の基準に関する事項（フロン販売用）

適用法令	基準内容	申請内容
一般則第40条第1号 冷凍則第27条第3号	高圧ガス引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。	別紙のと通りの台帳を備え、記録する。
一般則第40条第2号 冷凍則第27条第1号	{充填容器等・冷凍設備}の引渡は、外面に{容器の使用上支障のある・その強さを弱める}腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、{当該ガス・冷媒ガス}が漏洩していないものをもってすること。	基準どおり遵守する。
冷凍則第27条第2号	冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	基準どおり遵守する。
一般則第95条第3項	高圧ガスを容器により授受した場合は、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては充填質量）、授受先並びに授受年月日を記録し、2年間保存する。	別紙のと通りの授受簿を備え、記録する。

販売高圧ガス貯蔵届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり販売する高圧ガスを貯蔵したいので、新潟県高圧ガス保安法施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

名 称 (販売所の名称含む)	
事 務 所 所 在 地	
販 売 所 所 在 地	電話番号
貯 蔵 所 所 在 地	
貯蔵する高圧ガスの種類	

添付書類

- 1 高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 2 貯蔵場所の構造を示す図面
- 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面

貯蔵の方法に係わる技術基準

適用法令	基準内容	届出内容
一般則第18条 第2号イ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	
一般則第6条 第2項第8号イ	充填容器等は充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
一般則第6条 第2項第8号ロ	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	
一般則第6条 第2項第8号ハ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
一般則第6条 第2項第8号ニ	容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気を除く。）の周囲2m以内において、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。	
一般則第6条 第2項第8号ホ	充填容器等は常に温度40度以下に保つこと。	
一般則第6条 第2項第8号ト	充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
一般則第6条 第2項第8号チ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	
一般則第18条 第2号ホ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。	
一般則第18条 第2号ヘ	一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
	k g	本	k g
	k g	本	k g
	k g	本	k g
	k g	本	k g
最大貯蔵量 (合計)	/	本	k g

貯蔵の方法に係わる技術基準

適用法令	基準内容	届出内容
一般則第18条第2号イ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	該当なし
一般則第6条第2項第8号イ	充填容器等は充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	区分する
一般則第6条第2項第8号ロ	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	該当なし
一般則第6条第2項第8号ハ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	置かない
一般則第6条第2項第8号ニ	容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気を除く）の周囲2m以内において、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。	置かない
一般則第6条第2項第8号ホ	充填容器等は常に温度40度以下に保つこと。	屋根を設ける
一般則第6条第2項第8号ト	充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	「チェーンをかける等」
一般則第6条第2項第8号チ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	該当なし
一般則第18条第2号ホ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。	車両の上で 貯蔵しない
一般則第18条第2号ヘ	一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	使用しない

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
フルオロカーボン 22	20kg	5本	100kg
フルオロカーボン 407C	20kg	7本	140kg
フルオロカーボン 134a	50kg	3本	150kg
	kg	本	kg
最大貯蔵量 (合計)		15本	390kg

高圧ガス製造事業届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
製造をする高圧ガスの種類			

年 月 日

住 所
氏 名
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと。

1 製造の目的

2 処理能力 (m³/日)

3 高圧ガス設備等の概要

4 一般高圧ガス保安規則第 12 条の技術上の基準に対応する事項

条 項	準用条項	基 準	対 応 状 況
第 12 条 第 1 項 第 2 号	第 8 条第 1 項 第 1 号	製造施設は、引火性又は発火性の物を堆積した場所の付近にない。	
	第 8 条第 1 項 第 2 号	製造施設には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げる。	
	第 8 条第 1 項 第 4 号	可燃性ガス、特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設ける。	
第 12 条 第 2 項 第 1 号		高圧ガスを容器に充填する時には、火気を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物を堆積した場所から 5 m 以内でしない。	
第 12 条 第 2 項 第 2 号	第 6 条第 2 項 第 4 号	高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のある時は危険を防止する措置を講ずる。	
第 12 条 第 2 項 第 2 号	第 6 条第 2 項 第 5 号	ガス設備の修理又は清掃は、予め作業の責任者を定め、作業計画に従い、作業責任者の監視の下に行うこと。又修理等が終了した時は、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後で製造を行う。可燃性ガス、特定不活性ガスのガス設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずる。	
	第 6 条第 2 項 第 6 号	製造施設に設けたバルブを操作する場合には、過大な力を加えない。	
	第 6 条第 2 項 第 8 号	(1) 充填容器と残ガス容器は区分しておく (2) 容器置場には必要なもの以外は置かない。 (3) 容器置場 (可燃性ガス、特定不活性ガス) の周囲 2 m 以内において、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かない。 (4) 充填容器等は常に温度 40 度以下に保つ。 (5) 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱をしない。	

高圧ガス製造（事業）届書作成時の注意事項

製造計画書（一般高圧ガス）

- 1 製造の目的（変更許可申請の場合は、変更の内容を含む。）

例

- ・ 冷凍機、エアコン等へのフロン補充
- ・ 容器から容器への移充填 明確に記載する
- ・ 冷凍機、エアコン等からのフロン回収

- 2 処理能力（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

- ・ $0\text{ m}^3/\text{日}$ （移充填のみの場合）
- ・ 処理設備がある場合は処理能力を記載する計算書を添付のこと

- 3 高圧ガス設備等の概要

回収機、マニホールド、高圧ホース、真空ポンプ、容器、再生装置等を記載する

※ 使用機器について高圧ガス仕様であることが分かるものを添付（**カタログ、仕様書等**）

- 4 一般高圧ガス保安規則第 12 条の技術上の基準に対応する事項

一般則第 12 条の基準に対応する事項についてまとめること。

記 入 例

4 一般高圧ガス保安規則第 12 条の技術上の基準に対応する事項

条 項	準用条項	基 準	対 応 状 況
第 12 条 第 1 項 第 2 号	第 8 条第 1 項 第 1 号	製造施設は、引火性又は発火性の物を堆積した場所の付近にない。	付近にない
	第 8 条第 1 項 第 2 号	製造施設には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げる。	掲げる (掲げるものを記入)
	第 8 条第 1 項 第 4 号	可燃性ガス、特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設ける。	能力単位 B - ○消火器 △個を設ける
第 12 条 第 2 項 第 1 号		高圧ガスを容器に充填する時には、火気を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物を堆積した場所から 5 m 以内でしない。	火気等の付近で充填充填はしない
第 12 条 第 2 項 第 2 号	第 6 条第 2 項 第 4 号	高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のある時は危険を防止する措置を講ずる。	基準どおり点検する
第 12 条 第 2 項 第 2 号	第 6 条第 2 項 第 5 号	ガス設備の修理又は清掃は、予め作業の責任者を定め、作業計画に従い、作業責任者の監視の下に行うこと。又修理等が終了した時は、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後で製造を行う。可燃性ガス、特定不活性ガスのガス設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずる。	基準どおり遵守する
	第 6 条第 2 項 第 6 号	製造施設に設けたバルブを操作する場合には、過大な力を加えない。	基準どおり遵守する
	第 6 条第 2 項 第 8 号	(1) 充填充容器と残ガス容器は区分しておく (2) 容器置場には必要なもの以外は置かない。 (3) 容器置場(可燃性ガス、特定不活性ガス)の周囲 2 m 以内において、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かない。 (4) 充填充容器等は常に温度 40 度以下に保つ。 (5) 充填充容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱をしない。	(1) 区分する (2) 置かない (3) 火気は使用せず、引火性や発火性の物を置かない (4) 40 度以下に保つ (5) チェーンをかける等

冷凍則販売保安台帳

販売先名称	電話番号 ()
所在地	
引渡場所	

営業担当者						
保安責任者						

一般消費者	ガスの使用の状態	冷凍機の仕様	第一種製造者	許可・届出年月日	許可・届出番号
			第二種製造者	年 月 日	第 号
			その他の製造者	ガス名	冷凍能力
			法の適用除外冷凍機		トン/日
			機器製造業者	機器の詳細別紙のとおり	
			機器形式名	製造番号	
			設置業者	設置年月日	
			機器製造業者	機器の詳細別紙のとおり	
			機器形式名	製造番号	
			設置業者	設置年月日	
			機器製造業者	機器の詳細別紙のとおり	
			機器形式名	製造番号	
			設置業者	設置年月日	
			機器製造業者	機器の詳細別紙のとおり	
			機器形式名	製造番号	
設置業者	設置年月日				
高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無 有・無					
教示年月日					
教示の対象者					

販売事業者	業務内容	卸売	小売	兼業 ()
	販売ガスの品目			
	高圧ガス保安法届出	届出年月日	届出番号	
		年 月 日	第 号	
	届出されている販売する高圧ガスの区分	冷凍設備内の高圧ガス (冷凍則による販売)	その他のガス (一般則による販売)	
	液化石油ガス法登録	登録年月日	登録番号	
		年 月 日		
販売主任者又は販売責任者氏名				
容器置場の有無	有 (詳細は別紙のとおり)	無		

